

集团扱特約条項 目次

第1条	特約の適用範囲	第8条	変換規定の不適用
第2条	契約日の特則	第9条	特約の消滅
第3条	契約日前の事故	第10条	特約が消滅した保険契約の取扱
第4条	保険料率	第11条	集団との取りきめによる取扱
第5条	保険証券	第12条	主約款の規定の準用
第6条	保険料の払込方法〈経路〉	第13条	がん保険等に適用した場合の特則
第7条	保険料領収証		

集团扱特約条項

(昭和60年4月2日制定)
(平成21年4月2日改正)

(特約の適用範囲)

- 第1条 この特約は、会社と集団取扱契約を締結した会社、事業所、官公庁、組合、連合会等その集団において保険料の一括集金のできる集団（以下「集団」といいます。）の所属員（所属員が事業団体の場合にはその構成員を含めません。以下同じ。）を保険契約者とする保険契約で、かつ保険契約者が10人以上いる場合に、その集団を通じてこの特約の適用を申出たものに適用します。
- 2 次の場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
- (1) 集団の代表者を保険契約者とし、その集団の所属員（その親族または使用人を含めます。）を被保険者とする保険契約で、被保険者が10人以上いる場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合
 - (3) 集団の事業所が2つ以上あるときは、1つの事業所に、前項の保険契約者が10人以上いる場合または前号の保険契約者と被保険者を合算して10人以上いる場合
- 3 前2項の員数については、年払および半年払の契約のみ、または月払の契約のみにより、その員数を満たすことを要するものとします。

(契約日の特則)

- 第2条 この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。

(契約日前の事故)

- 第3条 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料率)

- 第4条 この特約を適用する年払保険契約、半年払保険契約および月払保険契約の保険料は別に定めた集团扱保険料率とします。
- 2 前項の保険料率は、被保険者の増減に応じて会社の定めるところにより変更します。

(保険証券)

- 第5条 会社は、個々の保険証券にかえて一括保険証券を集団またはその代表者に発行することがあります。

(保険料の払込方法〈経路〉)

- 第6条 保険契約者は、第2回以後の保険料を集団を経由して払込んでください。この場合には、会社は、集団から払込まれた時に、その保険料の払込みがあったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納の取扱いをしません。

(保険料領収証)

- 第7条 集団から保険料が払込まれた場合には、会社は払込金額に対する領収証を集団に交付し、個々の領収証は発行しません。

(変換規定の不適用)

- 第8条 この特約が付加されている保険契約については、主約款の規定にかかわらず、変換の取扱いをしません。

(特約の消滅)

第9条 次の場合には、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
(2)	集団取扱契約が解約されたとき
(3)	保険料の払込を要しなくなったとき
(4)	保険料の自動振替貸付が行われたとき
(5)	集団に所属する保険契約者または被保険者の数が第1条に規定する員数未満になった場合に、その時から6か月を経過してもなおそれを補充できなかったとき

（特約が消滅した保険契約の取扱）

第10条 この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

（集団との取りきめによる取扱）

第11条 会社と集団とが、契約日の取扱、保険料の払込みまたはその他の事項について、特別の取りきめを行った場合には、第2条または第6条の規定にかかわらず、その取りきめによるものとします。

（主約款の規定の準用）

第12条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（がん保険等に適用した場合の特則）

第13条 この特約ががん保険、終身がん保険（08）またはがん入院保険に適用されている場合には、次の各号の取扱いをし、この特約条項の第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

号	がん保険、終身がん保険（08）またはがん入院保険に適用した場合
(1)	この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。
(2)	主約款に定める保険期間の始期から前号の契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて死亡給付金等の支払事由（がん入院保険の場合、がん以外の事由による被保険者の死亡）または保険料の払込免除事由が発生したときは、前号の規定にかかわらず契約年齢および保険期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、死亡給付金等（がん入院保険の場合、責任準備金）の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
(3)	第1号の規定にかかわらず、がん給付の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算するものとします。

2 この特約ががん保険、終身がん保険（08）またはがん入院保険に適用されている場合には、第11条（集団との取りきめによる取扱）の規定中「第2条または第6条の規定」は「第13条第1項または第6条の規定」と読替えます。